

～警報が発表された場合の登校について～

和歌山市において、**暴風・大雨・洪水・津波警報**のいずれかが発表されている場合、以下のとおりとします。

【昼間部】

午前 8 : 00 現在→午前中の 4 時間授業中止

※正午までに警報が解除された場合は、午後の特別講座は行う。

正 午 現 在 →午後の特別講座授業中止

【夜間部】

午後 4 : 00 現在→夜間の授業は中止

正 午 現 在 →午後の特別講座授業中止

【昼間部・夜間部】

- 〈注意〉・和歌山市以外自分の住んでいる市町村に上記の警報が発表中の場合や、通学途上危険と思われるときは、自宅で待機し、学校へ連絡して指示を受ける。
- ・検査期間中に、臨時休校により実施されなかった検査は検査最終日の次の授業日に実施する。但し、講座の検査については、中間検査の場合は検査終了後の授業で、期末検査の場合は検査期間中の適切な日時に実施する。